

長崎県消費者被害防止ネットワーク情報

警戒情報

配信日 令和4年6月30日

実在の組織かたったフィッシングメール ～慌てず正規のサイトを確認～

内容

昨日、自宅のパソコンに大手通販サイト会社から、登録更新の手続きをするようメールが届いた。記載されていたURLをクリックし、住所、名前、ID、パスワードを入力した。次にクレジットカード番号を入力するよう指示されたので不審に思い途中でやめた。ネットで調べると同社の偽サイトに関する注意喚起がされていた。入力した個人情報が悪用されないか不安だ(40代、女性)

消費生活センターからのアドバイス

通販サイト、クレジット会社、フリマサービス運営事業者、携帯電話会社など実在する組織をかたって電子メールやショートメールを送り、ログインID、パスワード、口座番号、クレジットカード番号等の個人情報を詐取する行為(以下、フィッシング)の手口が多く発生しています。全国の消費生活センターなどでも相談が増加しています。

最近では電子メールの送信者名を詐称し、もっともらしい文面や緊急を装う文面にするだけでなく、接続先の偽のウェブサイトを、本物とはほとんど区別がつかないように偽造するなど、どんどん手口が巧妙になってきています。ひと目ではフィッシングだと判別できないケースが増えています。

「不正利用されている」「本人の利用か確認したい」などの不審なメールが来たときは慌てず、次の点に注意しましょう。
メールに記載されたURLには安易にアクセスせず、事業者の正規のホームページでフィッシングに関する情報がないか確認しましょう。
日頃から、公式アプリやブックマークした事業者のサイトにアクセスすることを習慣にしましょう。
メールに促されて情報を入力すると、銀行口座やクレジットカード等が不正利用されてしまう恐れがあります。絶対に個人情報を入力してはいけません。

おかしいと思ったら、すぐに家族や警察、最寄りの「消費生活センター」または「各市町相談窓口」にご相談ください。

おかしいと思ったら、一人で悩まず 早めに相談を

長崎県消費生活センター 095-824-0999

[相談受付時間] 平日(月～金曜日) ... 午前9時～午後5時(12時～13時を除く)

全国共通ダイヤル 188 (イヤヤ!)

長崎市消費者センター
(095-829-1234)

佐世保市消費生活センター
(0956-22-2591)

島原市消費生活センター
(0957-62-9100)

諫早市消費生活センター
(0957-22-3113)

大村市消費生活センター
(0957-52-9999)

平戸市消費生活センター
(0950-22-9122)

松浦市消費生活センター
(0956-72-1861)

対馬市消費生活相談所
(0920-52-8322)

壱岐市消費生活センター
(0920-48-1135)

五島市消費生活センター
(0959-72-6144)

西海市消費生活センター
(0959-37-0145)

雲仙市消費生活センター
(0957-38-7830)

南島原市消費生活センター
(0957-82-3010)

各町にも相談窓口があります

